

○東海大学附属札幌高等学校後援会会則

(制定 1975年4月1日)

改訂 2016年4月1日

第1章 総 則

第1条 この会則は、東海大学附属札幌高等学校後援会（以下「本会」という。）の運営に関する事項を定める。

第2条 本会の事務所は東海大学附属札幌高等学校内に置く。

第3条 本会は東海大学附属札幌高等学校の教育振興に寄与し、教育活動を後援することを目的とする。

第2章 会 員

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 本校在生徒の保護者
- (2) 本会の目的に賛同する者で、本校卒業生及びその保護者、東海大学学園関係者、その他有志とする。

第3章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
- (3) 幹 事 若干名 本会会務を司る。
- (4) 会 計 2名 本会会計事務を行う。
- (5) 監 査 2名 会計を監査する。

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 幹事は会員の推薦による。
- (2) 会長、副会長は、幹事会の推薦により指名する。
- (3) 会計、監査は、幹事会の推薦により指名する。

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、幹事会が必要に応じて指名する。指名された役員任期は、欠員が生じた役員残存期間とする。

第8条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、幹事会で推薦し会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応ずる。

第4章 事業

第9条 本会は第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 東海大学附属札幌高等学校の教育振興に関する事業
- (2) 生徒の諸活動を援助する事業
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

第5章 会議

第10条 本会は次の会議を行う。

- (1) 総会 定期総会は年1回開催し、役員を選任、予算・決算の承認並びに重要事項について審議し決定する。
- (2) 役員会 役員会は、会長が必要と認めたとき招集し、会長の諮問に答える。
- (3) 幹事会 幹事会は、定期幹事会を年1回開催する。会長が必要と認めた場合、臨時幹事会を開催する。

2 会議の議決は、過半数の同意を得るものとする。

第11条 本会会則の変更については、総会において出席者の過半数の同意を得るものとする。

第12条 本会に必要な細則は役員会において定める。

第6章 会計

第13条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

第14条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第15条 本会の会費は、生徒ひとりあたり年額12,000円（月額1,000円）とする。

第16条 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告し、承認を得なければならない。

付 則

この会則は、1975年5月24日から施行する。

付 則（2016年4月1日）

この会則は、2016年4月1日から施行する。